

令和2年12月28日

新潟県介護支援専門員協会 会員各位

一般社団法人新潟県介護支援専門員協会  
会長 佐々木 勝則

介護保険サービス事業所において新型コロナウイルス感染症発生時の  
利用者へのサービス提供の継続に向けて

日頃から、当協会の運営にご理解ご協力をくださり厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行が繰り返される中、高齢者の暮らしと命を守るためにも感染拡大予防対策は最重要課題のひとつとなっています。

介護保険サービス事業所においては、高い緊張感をもって感染予防対策が続けられていますが、残念ながら感染により事業の一時休止を余儀なくされる事案が出ています。

新潟県からは別添のとおり、令和2年11月12日付高齢第1164号の通知が出されているところです。

介護保険サービス事業所の事業休止は、利用者にとって生活の支えを失うことにつながります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症により介護保険サービスが休止することにより生じる利用者への不利益が最小限となるよう、以下の事柄について居宅介護支援事業所の皆様にご案内ならびに準備をお願いするものです。

1) 介護保険サービス事業所が休止した場合の対応について

「新型コロナウイルス感染症発生時の職員応援体制づくり」の利用手順について。

2) 居宅介護支援事業所における感染症発生に備えた対応について

介護支援専門員が感染した場合の対応をあらかじめ検討し、事業継続計画の策定等に努めてくださるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては裏面をご覧ください。

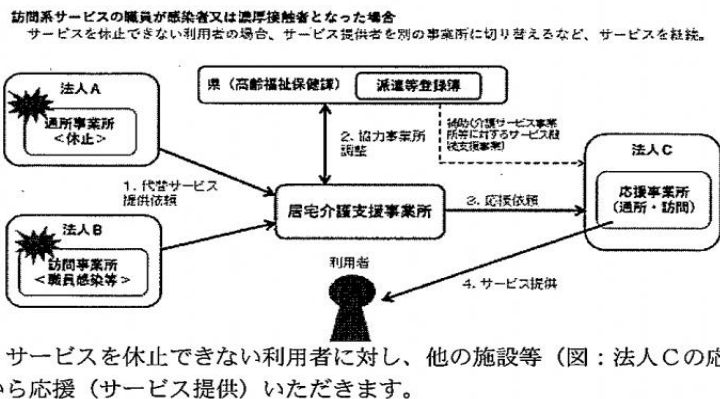
また、ご不明な点がありましたら下記に連絡願います。

一般社団法人新潟県介護支援専門員協会 事務局  
〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2  
新潟ユニゾンプラザ3階  
TEL：025-281-5616 FAX：025-282-5151  
E-mail：office@caremanager-niigata.jp

## 1) 介護保険サービス事業所が休止した場合の対応について

令和2年11月12日新潟県高齢福祉保健課より発出された「新型コロナウイルス感染症発生時の職員応援体制づくりに係る協力について」(高齢第1164号)において、下図のような場合には居宅介護支援事業所が調整することとなっています。

### 【訪問系の施設等の場合】



居宅介護支援事業所は、県へ調整の協力を依頼します(保険者ではありません)。

### 【注意!】

「目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更は『軽微な変更』に該当する場合があるものと考えられる。出典:介護保険最新情報 Vol.155 本文3ページ」に拠り、応援事業所によるサービス提供時の居宅サービス計画のすべてが、「軽微な変更」となるものではありません。「軽微な変更」に該当するかどうかは、ケアマネジメントの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって介護支援専門員が判断してください。

### 【支援の必要性の整理と検討】

近隣事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、

- ・他事業所への同サービスへの切り替え
- ・他事業所への他サービスへの切り替え
- ・一時的に利用を中止する 等

利用者の生活や状態の維持に必要なサービス提供が滞らないようシミュレーションしておきましょう。

## 2) 居宅介護支援事業所の事業継続のための対応策について

事業継続計画(BCP)の策定に際し、以下のような点に注意しましょう。

### ① 勤務可能な職員のみで事業継続をする場合

利用者情報ならびに調整上の留意事項等が共有できているか確認しましょう。

### ② 事業所を一時休止する場合

他法人の事業所へ一時的に代替依頼する際の手順について保険者と確認の上利用者の不利益を被ることがないようにしましょう。